

議案第 5 3 号

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 4 年墨田区条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の項中「平成 2 0 年墨田区告示第 5 7 号」の次に「及び平成 2 4 年墨田区告示第 2 0 7 号」を加える。

別表第 2 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域の部に次のように加える。

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 C 地区	平成 2 4 年墨田区告示第 2 0 7 号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、C 地区に定められた区域
東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 D 地区	平成 2 4 年墨田区告示第 2 0 7 号に定める東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域のうち、D 地区に定められた区域

別表第 3 に次のように加える。

6 の 4 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域 C 地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
建築しては	(あ)の適	建築物の	建築物の	(え)の適用	建築物の	(か)の適用	建築物の	(く)の適	建築物の	(こ)の適	建築物の建

ならない建築物	用除外のもの	敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	除外のもの	高さの最高限度	除外のもの	容積率の最低限度	用除外のもの	容積率の最高限度	用除外のもの	ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。			35メートル						

6の5 東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域D地区

(あ)	(い)	(う)	(え)	(お)	(か)	(き)	(く)	(け)	(こ)	(さ)	(し)
ならない建築物	(あ)の適用除外のもの	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限	(え)の適用除外のもの	建築物の高さの最高限度	(か)の適用除外のもの	建築物の容積率の最低限度	(く)の適用除外のもの	建築物の容積率の最高限度	(こ)の適用除外のもの	建築物の建ぺい率の最高限度
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号、第7項各号及び第8項から第10項までのいずれかに該当する営業の用途に供するもの		60平方メートル。ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合においては、この限りでない。			22メートル						

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東京都市計画押上・業平橋駅周辺地区地区整備計画区域に新たに追加された2つの地区について、当該地区の建築物の用途等の制限を定める必要がある。